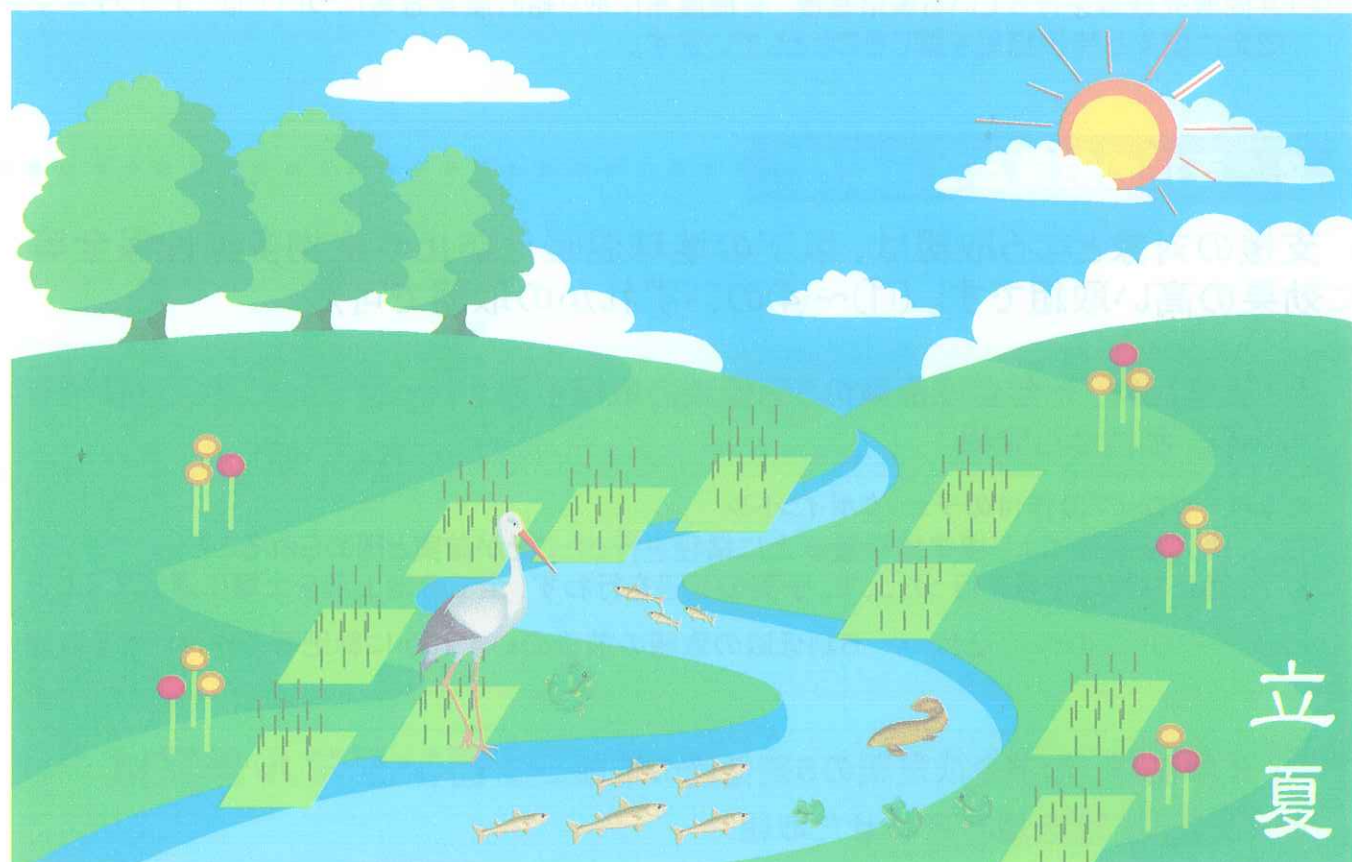


環境保全型農業直接支援対策の概要



農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっています。

農林水産省は、平成23年度から、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を開始します。

環境保全型農業直接支払交付金

1 支援対象者

○ 次の①及び②の要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者、集落営農（農業者グループ）が支援の対象となります。

- ① エコファーマー認定を受けていること（注）
- ② 農業環境規範に基づく点検を行っていること

（注）共同販売経理を行っている集落営農、有機農業に取り組む農業者等については、エコファーマー認定に関する特例措置を講じることとしています。

2 支援の対象となる取組

○ 支援の対象となる取組は、以下の地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組です。（①～④のいずれかの取組で可）

1 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とカバークロップの作付を組み合わせた取組

《カバークロップの作付のチェックポイント》

- ①□ 購入伝票等により標準播種量以上に播種を行ったことが确实と認められること
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壤に還元すること

「カバークロップの作付」とは… 5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組

2 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とリビングマルチ又は草生栽培を組み合わせた取組

《リビングマルチ又は草生栽培のチェックポイント》

- ①□ 購入伝票等により標準播種量以上に播種を行ったことが确实と認められること
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壤に還元すること

「リビングマルチ」とは… 5割低減の取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組

「草生栽培」とは… 5割低減の取組を行う園地に麦類や牧草等を作付けする取組

3 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組

《冬期湛水管理のチェックポイント》

- ①□ 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置、漏水防止措置が講じられること
- ②□ 市町村等が作成した地域の生物多様性保全に関する計画に即して実施される取組であること

「冬期湛水管理」とは… 冬期間の水田に水を張る取組

4

有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）

《有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）のチェックポイント》

- ① □ 化学肥料・農薬を使用していないこと（使用可能な資材についての特例あり）
- ② □ 遺伝子組換え技術を利用しないこと

注 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認定を取得する必要がありますのでご注意ください。

《留意事項》

・農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる取組が支援の対象となります。

《支援の対象となる取組のイメージ》

	H22年度	H23年度	H24年度	
5割低減 ＋ カバークロープ	カバークロープ (れんげ)	→ 水稻(5割低減)	注 H24年度の 支援対象	
		→ 水稻(5割低減)		カバークロープ (れんげ)
5割低減 ＋ リビングマルチ		リビングマルチ (麦類) → 大豆(5割低減)	H23年度の 支援対象	
5割低減 ＋ 冬期湛水管理		→ 水稻(5割低減)		冬期湛水管理
有機農業		有機農業 (水稻)		

注 年度をまたいで行われる支援対象取組については、取組の終了後に支援を行います。ただし、事前に所要の手続きが必要となる場合がありますので、お近くの農政局等へお問い合わせ下さい。

3 支援の水準

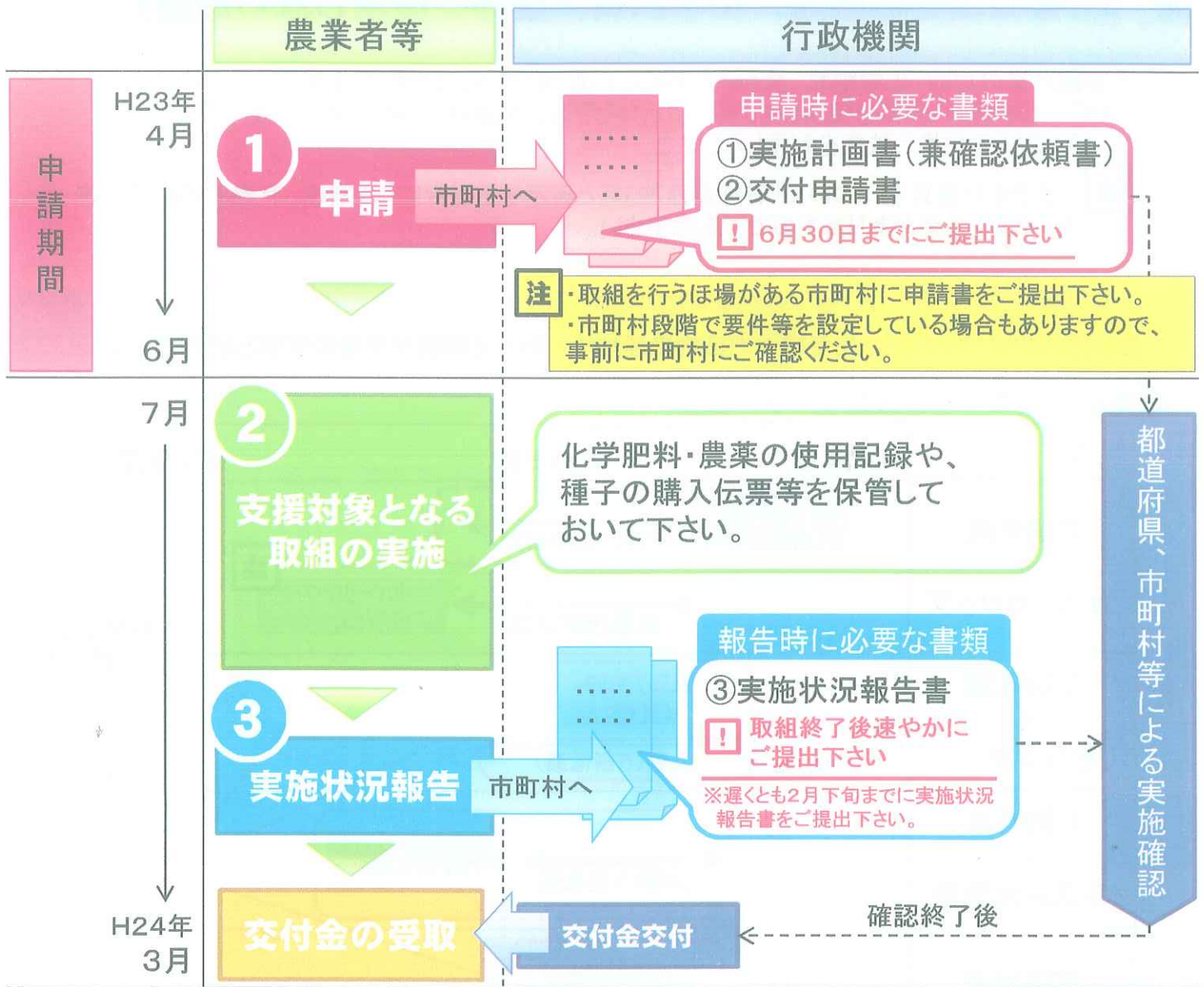
○ 国の支援単価は **4,000円/10a** です。

※ 国の支援単価は、国、地方公共団体の負担割合1:1を前提として設定しており、原則として、国は、地方公共団体による同額の負担が行われた取組に対して、交付金を交付します。

《留意事項》

- ・国からの交付金は、取組面積に応じて交付します。なお、取組面積は畦畔を除いた実際の作付面積です。
- ・支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合の取組面積は、延べ作付面積ではなく、1作分の作付面積です。

4 交付金の交付までの流れ



(参考) 先進的営農活動支援交付金

○ 現行の農地・水・環境保全向上対策で化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対して支援を受けている農業者グループに対しては、平成22年度までの採択決定の実績の範囲内で、平成23年度まで支援を継続します。詳細は、お近くの農政局等へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 農政推進課	011-642-5410	近畿	近畿農政局 農産課	075-414-9021
東北	東北農政局 農産課	022-221-6179	中国四国	中国四国農政局 農産課	086-224-9411
関東	関東農政局 農産課	048-740-0408	九州	九州農政局 農産課	096-211-9368
北陸	北陸農政局 農産課	076-232-4302	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 農産課	052-223-4623			

※ 環境保全型農業直接支援対策に関する詳しい情報は以下のアドレスに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html